

## 5 婦人保護対策

### 〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、正常な社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、平成 26 年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の 5 人に 1 人が DV の被害経験があると答えているなど、表面化していない DV 事案も推定されるほか、交際相手からの暴力（デート DV）を受けたことがあると答えた女性の数が、平成 20 年度には 20 人に 1 人だったものが、平成 26 年度には 5 人に 1 人と、急激に増加しており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然として DV 対策が大きな課題となっている。

これらを踏まえ、より一層、効果的な取組を推進するため、発生予防や被害の顕在化の推進などの新たな視点を盛り込み、若年層を中心とした予防教育の実施、相談しやすい環境づくりの推進、相談・保護機関の対応力強化及び被害者の経済的自立の促進に重点的に取り組む「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」を平成 28 年 8 月に策定した。

### 〔事業の内容〕

#### 1 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進

平成 18 年 6 月に策定、平成 28 年 8 月に 3 次改定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指し取組を推進する。

#### 第 3 次計画の重点項目と数値目標

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

| 重点項目                 | 指 標                                | 計画策定時<br>(H28.6) | 目標値              |
|----------------------|------------------------------------|------------------|------------------|
| (1) 若年層を中心とした予防教育の実施 | 若年層における交際相手からの暴力（デート DV）の認識        | —                | 50%以上            |
| (2) 相談しやすい環境づくりの推進   | 「相談窓口を知らない」と答えた人の割合                | 16.7%            | 8.4%以下           |
|                      | 被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合             | —                | 男性：30%<br>女性：70% |
| (3) 相談・保護機関の対応力強化    | 被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合          | —                | 9.2%以上           |
|                      | 相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度             | —                | 95%以上            |
| (4) 被害者の経済的自立の促進     | 要保護児童対策地域協議会と連携した DV 防止ネットワーク設置市町数 | 15 市町            | 全市町              |
|                      | 就業希望者に占める就業者の割合                    | —                | 85%以上            |

2 相談体制の整備（予算額 26,099 千円）

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3 か所のこども家庭センターに婦人相談員計 8 人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和 31 年度創設）

第 1 表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

（単位 件）

| 区 分      | こども家庭センター |        | 市婦人相談員 |        | 計     |        |
|----------|-----------|--------|--------|--------|-------|--------|
|          |           | うち暴力逃避 |        | うち暴力逃避 |       | うち暴力逃避 |
| 平成 28 年度 | 2,093     | 642    | 3,549  | 1,791  | 5,642 | 2,433  |
| 平成 27 年度 | 2,319     | 692    | 3,930  | 1,927  | 6,249 | 2,619  |
| 平成 26 年度 | 2,284     | 726    | 3,748  | 1,725  | 6,032 | 2,451  |

（注）市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市に配置されている市婦人相談員（計 15 人）が扱った件数合計 [一部 1/2 の国庫補助あり]

3 婦人保護施設への保護委託（予算額 63,617 千円）

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。（昭和 32 年度創設）

第 2 表 婦人保護施設への保護委託状況

（単位 人）

| 区 分      | 入 所 実 人 員 |       | 入 所 延 人 員 |       | 年度末現在入所人員 |       |
|----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
|          | 要保護女子     | 同伴乳幼児 | 要保護女子     | 同伴乳幼児 | 要保護女子     | 同伴乳幼児 |
| 平成 28 年度 | 12        | 3     | 2,068     | 994   | 5         | 2     |
| 平成 27 年度 | 17        | 8     | 3,098     | 774   | 5         | 1     |
| 平成 26 年度 | 19        | 6     | 2,456     | 532   | 6         | 1     |

（注）広島市及び福山市を含む。

（負担割合 国 1/2, 県 1/2）

4 暴力被害者女性支援体制整備事業（予算額 18,356 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成 13 年度創設）

| 区 分       | 事 業 内 容                                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生予防・早期対応 | ○DV・デートDVに関する意識啓発                                                                               |
| 発生後の支援    | ○休日・夜間電話相談員の配置<br>○通訳の確保<br>○職員研修等の充実<br>○同伴児童対応職員の配置<br>○一時保護の実施等<br>○被害者移送交通費等<br>○人身取引被害者医療費 |
| アフターフォロー  | ○カウンセリングの実施<br>○関係機関連絡会議の開催<br>○民間活動団体への補助                                                      |
| DV 計画     | ○DV 基本計画の進行管理                                                                                   |

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕